平成２６年（フ）第１６号
千葉県南房総市岩糸2363―１、住民票上の住所千葉県勝浦市浜勝浦178番地16　ビバ猿ヶ城101号
債務者　増子美香子（旧姓菊澤）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第５２号
新潟県胎内市東本町25番92号
債務者　諏訪ヨシ子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１２５号
愛知県一宮市朝日１丁目６番４号　朝日荘410号
債務者　上原　弥生
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２７号
愛知県岩倉市下本町下市場53番地３
債務者　竹内　　忠
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県加西市和泉町704番地の１
債務者　遠藤　綾子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県春日市上白水９丁目43番地フローラ博多南203号
債務者　村山　桐子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋560番地１アネックス内橋Ｃ―307号
債務者　冨永　政春
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６５号
福岡市博多区金の隈２丁目３番15―307号
債務者　於保千恵子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６６号
福岡市博多区博多駅前４丁目32番14―501号
債務者　田中　志枝
１　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９０号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目３番11号102号、申立時の住所福岡市博多区西春町１丁目２番９―103号
債務者　山里　弘美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１１号
福岡県筑紫野市原田６丁目９番地６　パル山崎Ａ201号
債務者　岡本　義浩
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１７号
福岡市東区若宮５丁目18番32―805号
債務者　小田　敏男
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２５号
福岡市博多区麦野４丁目40番16―305号
債務者　日高　梨加
１　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２６号
福岡県古賀市花見東３丁目５番32号
債務者　銘田　和博
１　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３１号
福岡市博多区那珂１丁目３番12―105号
債務者　岩永　叡子
１　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲699番地１　レオパレスウィング尾仲109号
債務者　小鶴　喜彦
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４７号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目10番13号
債務者　中村　淳一
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部